

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	除害施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  下記の施設のうち、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得されたもの                  ○ 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第15項で定めるもの</p> <p>・特例措置の内容                  除害施設に係る固定資産税の課税標準について、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第6号、同法施行規則附則第6条第15項		
減収見込額	[初年度] — ( ▲235 ) [平年度] — ( ▲383 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的                  除害施設は、各事業場から発生する汚水を処理し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図ること等を通じて公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうした除害施設の整備の促進を通じて、公共用水域の水質保全を図ることが本特例措置の政策目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性                  公共用水域の水質保全は社会的に関心が高く、水質基準の強化が求められているところであり、これまでも平成13年7月に水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加され、18年12月に上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたところ。加えて、下水道普及率も年々上昇しており、こうしたことを背景に、今後も新たな除害施設の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第22条で、国は環境負荷活動を行う者が負荷の低減のために講ずる措置に対し、経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>特に、除害施設の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは非収益施設であるため、除害施設の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、除害施設への投資を行うように誘導させることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>&lt;社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）&gt;  第2章 社会資本整備のあるべき姿  2. 各プログラムの内容  プログラム7. 健全な水環境を再生する  ○実施すべき事業・施策（水質の改善）  公共用水域のうち、特に水質改善が遅れている湖沼や閉鎖性海域については、地方自治体・下水道管理者・河川管理者等の流域の関係者による適切な役割分担の下、下水道施設の整備や富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する高度処理を推進するとともに河川の水質浄化事業等の取組を実施していく。</p>
	政策の達成目標	<p>必要な事業場に100%除害施設が設置されることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>必要な事業場に100%除害施設が設置されることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p>
	政策目標の達成状況	<p>○除害施設設置事業場数の除害施設設置必要事業場数（※）に対する比率  94.9% → 95.8%（H23年度末→H24年度末）  （未達成理由）下水道普及率の上昇、水質規制対象物質の追加等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる事業場の範囲が拡大すること等。  ※除害施設設置必要事業場とは、特定施設設置の届出及び下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している事業者等のうち、除害施設の設置が必要である事業者等のことをいう。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>既存の除害施設は全国に相当数あり、平成27～29年度に新たに設置される数は毎年約3300台（平成20～24年度までの平均値）と見込んでいる。また、除害施設設置必要事業場であるが未だ設置していない事業場数は5,032（設置必要事業者のうち4.2%、H24年度末時点）であり、本特例措置の適用対象者は多数に上るといえる。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>公共用水域の水質汚濁は下水道事業由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図ることが重要となってくる。本特例措置は各事業場の排出者が除害施設の設置により、その排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>除害施設の公害防止設備投資は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取り組みをより加速するインセンティブが必要となるが、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。</p> <p>また、対象となる除害施設は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p> <p>更に、上記の通り未だ除害施設設置必要事業場の全てに除害施設が設置されているわけではないため、本特例措置の延長により対象施設整備における負担を軽減することが必要である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	税負担軽減措置等の適用実績	<p>&lt;過去5年間の本特例措置の適用実績&gt;</p> <p>○除害施設</p> <p>平成20年度：5,059台</p> <p>平成21年度：3,886台</p> <p>平成22年度：1,727台</p> <p>平成23年度：2,506台</p> <p>平成24年度：3,313台</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 568,660,783の内数</p>
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		<p>公共用水域の水質汚濁は下水道事業由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図ることが重要となってくる。本特例措置は各事業場の排出者が除害施設の設置により、その排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p>
		ページ
		23—3

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>必要な事業場に 100%除害施設が設置されるなど、汚水処理設備等の適切な設置がなされることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に達し ていない場合の理由</p>	<p>○除害施設設置事業場数の除害施設設置必要事業場数に対する比率 94.9% → 95.8% (H23 年度末→H24 年度末) (未達成理由) 下水道普及率の上昇、水質規制対象物質の追加等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる事業場の範囲が拡大すること等。 ※除害施設設置必要事業場とは、特定施設設置の届出及び下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している事業者等のうち、除害施設の設置が必要である事業者等のことをいう。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和 51 年度 (非課税) 延長 昭和 54、57、59、61、63、平成 2、4、6、8 (非課税措置の廃止)、10、(11 (除害施設の課税標準を 6 分の 1 から 3 分の 2 へ縮減))、12、14、16、18、20、22 (除害施設の課税標準を 3 分の 2 から 4 分の 3 へ縮減)、24 年度 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) の導入)</p>